



この地図の著作権は横浜市が保有します。

20m

(凡例)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 第1種低層住居専用地域 | 第2種低層住居専用地域 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 第2種中高層住居専用地域 |
| 第1種住居地域 | 第2種住居地域 |
| 準住居地域 | 近隣商業地域 |
| 商業地域(第7種高度地区) | 商業地域(第6種高度地区) |
| 商業地域(最低限1種高度地区) | 商業地域(最低限2種高度地区) |
| 準工業地域(第5種高度地区) | 準工業地域(第7種高度地区) |
| 工業地域(第5種高度地区) | 工業地域(第7種高度地区) |
| 工業専用地域 | 最低限3種高度地区 |
| 市街化調整区域 | 道路界 |
| 用途界 | 地形地物界等(区域区分のみ) |
| 地番界(区域区分のみ) | 都市計画河川 |
| 都市計画道路 | |

※区域区分界については線種ごとに色分け



旗の位置に関するものは次の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

区域区分	市街化調整区域	用途地域の指定のない区域 【一般の区域】 建蔽率：50% 容積率：80% 日影規制：1.5m、3h、2h 道路斜線：1.25/1 【沿道区域】 建蔽率：60% 容積率：200% 日影規制：4m、4h、2.5h 道路斜線：1.25/1
防火・準防火地域	防火指定なし	建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く)
日影規制	【(一般の区域)軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間】又は【(幹線街路沿い50mの区域)高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間】	宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域
景観計画	景観計画(全市域)	図面番号 18
図面番号(旧)	16	

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。